

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(東近江市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	蒲生寺町	山端	1530	田	1,724	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	蒲生寺町	山端	1538	田	3,301	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	蒲生寺町	山端	1539	田	3,434	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	土佐野神	1413	田	3,316	賃借権	水田	R5.12.1	R20.11.30	15年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	土佐野神	1414	田	1,112	賃借権	水田	R5.12.1	R20.11.30	15年	5,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1309	田	2,941	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1310	田	2,981	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1311	田	757	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1311-1	田	2,250	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1312	田	1,956	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1312-1	田	1,030	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1313	田	2,969	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1314	田	2,990	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1324	田	2,692	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	小笹 双夏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	神楽	1325	田	1,686	賃借権	水田	R5.12.1	R8.12.31	3年1ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	農事組合法人 ドリームファーム北菩	滋賀県東近江市	東近江市	北菩提寺町	宮ノ東	818	田	1,766	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	農事組合法人 ドリームファーム北菩	滋賀県東近江市	東近江市	北菩提寺町	宮ノ東	823	田	3,066	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	農事組合法人 ドリームファーム北菩	滋賀県東近江市	東近江市	北菩提寺町	宮ノ東	824	田	2,817	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	農事組合法人 ドリームファーム北菩	滋賀県東近江市	東近江市	北菩提寺町	宮ノ北	883	田	3,509	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	農事組合法人 ドリームファーム北菩	滋賀県東近江市	東近江市	北菩提寺町	宮ノ北	884	田	3,709	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	安井 道高	滋賀県東近江市	東近江市	上南町	浅香	651	田	929	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	安井 道高	滋賀県東近江市	東近江市	上南町	浅香	651-1	田	2,200	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
23	安井 道高	滋賀県東近江市	東近江市	上南町	浅香	652	田	3,094	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
24	農事組合法人 アグリさくら	滋賀県東近江市	東近江市	桜川西町	高関	1091-1	田	603	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
25	農事組合法人 アグリさくら	滋賀県東近江市	東近江市	桜川西町	高関	1091-3	田	758	賃借権	水田	R5.12.1	R15.11.30	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地				設定する権利								
	氏名又は名称	住所	所在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									

3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき